

タイでの「統括拠点」設立における 制度上のリスクと対策

タイ現地法人に統括機能を持たせる日系企業が増加しているが、必ずしも「統括拠点」としての認可を得ているケースばかりではない。他の各種の制度を活用し、実質的に統括機能を発揮することも行われており、コンプライアンス上のリスクを回避するためには、統括機能として具体的に想定する事業内容を洗い出し、適切な形態を選択することが必要となる。

本稿では、タイでの「統括拠点」ニーズが高まる背景を紹介した上で、タイの「統括拠点」にまつわる各制度について主に外資規制の観点から整理するとともに、それぞれのリスクと対策について解説する。なお一般には、統括機能は金融や物流の観点から検討されるケースが多いが、タイにおける進出日系企業の実態や制度の仕組みを鑑み、本稿では管理面での統括機能を主眼に置く。また、「統括拠点」に対する税制上の恩典についても整理する。

1. タイでの「統括拠点」設立が目される背景

現在も続く不安定な政治状況や、近年の洪水被害といったカントリーリスクにもかかわらず、タイへの日系企業進出の勢いは衰えていない。バンコク日本人商工会議所の会員数は2002年以降、1度も減少しておらず(前年比)、2015年4月1日時点で1,615社に達している¹。洪水前(2011年4月1日時点の1,327社)と比して約2割も増加しており、さらに非会員企業も含めた実際のタイ進出日系企業数は、定義によるものの、その数倍に及ぶといわれる。

こうした日系企業のなかでも、既存タイ現地法人に統括機能を付加する、あるいは「統括拠点」としての現地法人の新設を検討する企業が増加している。その背景として、①複数のタイ現地法人で重複する管理業務等を集約したいとのニーズが発生していること、および②管理スタッフ等をグループ会社間で有効活用したいとのニーズが発生していること、の2点があげられる。

(1) なぜ日本企業は複数のタイ現地法人を設立するのか

タイにおける日系企業の特徴として、進出の歴史の長さ、あるいは業種の幅広さもさることながら、日本の親会社が複数のタイ現地法人を設立している例が非常に多いことがあげられる。その要因としては、①日本の親会社が事業部制やカンパニー制を採用しており、海外現地法人も各事業部等がそれぞれに設立している、②ローカルスタッフの賃金や福利厚生水準が比較的低い製造現地法人と、比較的高い販売・サービス現地法人を別に設立し、給与規程等を明確に分別したい、といった点に加えて、タイ独自の要因として③外資規制に合わせて事業内容別に複数の現地法人を設立する必要があり、この点が重要となっている。



¹ バンコク日本人商工会議所ウェブサイト <http://www.jcc.or.th/about/index3>

これは、タイでは外資100%で製造現地法人を設立することは問題がない一方で、その製品の修理やメンテナンスといったアフターサービス、あるいはタイ工場で製造していない商品の日本等からの輸入販売については、原則として外資規制に抵触するため製造現地法人では対応できず、外資50%未満の合弁現地法人を別に設立せざるを得ないという事情による(ただし各種の例外措置あり)。タイでは法人設立手続が容易であること、形式的なタイ資本の合弁相手を見つけることも実際には難しくはないという実状も、③の要因を大きく後押ししている。その他、今後重要性を増す要因として、④タイにおいて独資での進出がビジネス上困難だった時期に現地有力企業との合弁で設立した現地法人と、後から独資で設立した現地法人を現在まで併存させていることや、⑤日本企業によるタイ企業の買収例の増加が考えられる。このように複数のタイ現地法人を存続させている状況では、重複する管理業務等を集約したい、とのニーズが発生するのは当然の流れといえよう。

(2) グループ会社間での管理スタッフ等の有効活用

近年のタイにおけるカントリーリスクとして、政情不安や洪水以上に懸念されることは、1%前後で推移する極めて低い失業率を背景とした人材不足・採用難である。特に地方部でのマネージャークラスや管理スタッフの採用は困難といわれており、既に確保している優秀な管理スタッフ等をグループ会社間で有効活用したいという考えは、人件費や育成コストの削減、業務効率化といった観点とも合わせ、多くの日系企業で検討されている。タイ人スタッフを複数の現地法人に兼務させることも可能ではあるものの、労務管理や雇用契約の点では手続が煩雑となるため、より効率的な手段としての「統括拠点」化には大きなメリットが期待できる。

近隣諸国まで含めた地域統括という視点に転じると、タイの現地法人はグループ内で相対的に歴史が長い、あるいは規模が大きい例が多く、そのため管理スタッフ等の経験や能力、陣容が充実していることも多い。こうした場合には、税制上のメリットだけでなく実務上の優位性から、シンガポールやマレーシア等ではなく、タイにASEANの地域統括機能を置く、という判断に繋がることになる。

2. タイにおける「統括拠点」制度の種類と特徴

上述のような事情を背景として、既にタイに「統括拠点」を設立している日系企業も多いが、実はすべてが「統括拠点」としての認可を取得しているわけではない。「統括拠点」としての社名を冠していても、あるいは統括業務を行っていても、制度上は(1)BOI(Board of Investment: タイ投資委員会)から「統括拠点」としての認可を取得しているケース、(2)BOIからTISO(Trade and Investment Support Office: 貿易投資支援事務所)等の別の認可を取得しているケース、(3)タイ商務省事業開発局から外資規制緩和の許可を取得しているケース、(4)許認可を取得していないケース、の4パターンに大きく分類することができる。

(1) BOIからIHQ(またはROH)の認可を得た「統括拠点」

タイ政府で投資奨励を担当するBOIは数年に1度、投資奨励制度と対象業種の大幅な見直しを行っており、2015年1月から適用されている現行の制度(以下、新制度)は、前回2009年9月から約6年ぶりの改革となった。これまでタイの投資奨励制度を特徴づけていた「ゾーン制」を廃止し、タイ政府が重要とみなす業種に厚い恩典を与えるというのが新制度の骨子である。新制度におけるIHQ(International Headquarters: 国際地域統括本部)は、地域統括機能を念頭に置いた旧制度のROH(Regional Operating Headquarters: 地域事業本部)を引き継ぐものであるが、名称を含め内容にはいくつか重要な変更が加えられている。

図表1は、IHQとROHの認可条件と事業範囲について併記したものである。新旧両者を比較すると、大部分の記述が一致しているが、明確に差異のある重要な変更として、①旧制度では3カ国以上の海外拠点に対して統括機能を発揮することが認可条件であったが、新制度では1カ国以上の海外拠点へと緩和されたこと、②事業範囲にタイ中央銀行が主管するTC(Treasury Center: トレジャリーセンター)が新たに加わったこと、の2点がある。

【図表1】BOI(タイ投資委員会)のIHQ(国際地域統括本部)とROH(地域事業本部)認可条件と事業範囲

	新制度：IHQ(国際地域統括本部)	旧制度：ROH(地域事業本部)
認可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込済登録資本金が1,000万バーツ以上であること ・ 1カ国以上の外国にある支店やグループ会社の事業を統括すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録資本金が1,000万バーツ以上であること ・ 3カ国以上の外国にある支店やグループ会社の事業を統括すること
事業範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般管理、事業企画、事業コーディネーション 2. 商品の調達² 3. 製品の研究開発 4. 技術支援 5. マーケティング・販売の促進 6. 人事管理、研修 7. 財務、マーケティング、会計システム等の業務に関するアドバイス 8. 経済・投資に関する分析・研究 9. 与信管理 10. TC(Treasury Center:トレジャリーセンター) 11. BOI事務局が適当と認めたその他の支援サービス 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般管理、事業企画、事業コーディネーション 2. 原材料・部品の調達 3. 製品の研究開発 4. 技術支援 5. マーケティング・販売の促進 6. 地域における人事管理、研修 7. 財務、マーケティング、会計システム等の業務に関するアドバイス 8. 経済・投資に関する分析・研究 9. 与信管理 10. BOI事務局が適当と認めたその他の支援サービスで、ケースバイケースで検討されるもの

出所：投資奨励の方針と原則に関する投資委員会告示 2557/2号(新制度)

投資奨励を受ける各事業の種類、規模、条件、権利に関する投資委員会告示 2552/10号(旧制度)

旧制度のROHとして認可を受けているのは2015年7月末現在で約150社³、日系企業でも自動車メーカー、自動車部品メーカー、家電メーカー等が取得しているが、もし認可企業リストを見る機会があれば、この程度なのか、日系企業のタイ統括拠点は他にもあるはずではないのか、という印象を持たれるかもしれない。これは、タイで「統括拠点」を設立するためには、ROHやIHQのような「統括拠点」そのものとしての認可を得るケースだけでなく、後述する別の各制度を活用しても、必要な統括機能を実質的に行使できるケースが多いためである。特に、タイ以外に海外拠点数が少なく、ROHの「3カ国以上の拠点の統括」との条件を満たすことが難しい場合には、ROHは現実的な選択肢とならず、他の手段を模索せざるを得なかった。この点では新制度で「1カ国以上」へと大幅に条件緩和されたことで、今後はIHQを選択できる可能性が増すことになる。

もう一つの変更点であるTCの追加については、具体的にどういった機能が含まれるのか、従来からTCを所管するタイ中央銀行の規定を受け継ぐのか、タイ中央銀行の認可とBOIの認可の関係がどうなるのか等、官報等での発表にも明確に規定されていないため、依然はっきりしない点は多い。TCがBOI認可に含まれたということは、これまでは外資企業がTC業務を行うためには外資規制緩和の許可を取得しなければならず、それが非常に難しかったところ、今後はBOI認可として比較的容易に外資規制が緩和されることを意味する。しかし、そもそもタイ中央銀行によれば、TC自体は既存の制度にもかかわらず、2015年5月末時点で僅か3件(うち日系企業は大手電機メーカー2社による各1件)の認可実績しかなく、どの程度の有用性があるものか未知数といえる。

IHQの認可実績については、2015年7月中旬までのデータとして、確認できたのは5件のみである(うち日系企業は大手食品メーカーによる1件、および詳細未公表の1件の計2件)。今後の増加が予想されるものの、2015年1月の適用開始から日が浅く、まだ十分な案件蓄積がされていないため、解釈や基準等が明確になるためには、今後の実績の積み重ねが必要となる。申請にあたっては、実績のあるコンサルタント会社を通じて、当局とも綿密な打ち合わせを行いながら進めるべきといえよう。なおIHQに対する税制優遇(法人税等)はBOIではなく、財務省歳入局が主管となる(P.7 3章「統括拠点」に対する税制優遇で詳述)。

2 BOIの解説によれば、「商品の調達」は原材料・部品に限定され、完成品は含まない。後述する歳入局の規定に解釈を一致させたものと考えられる。ただし別途ITC(International Trading Center:国際貿易センター)の認可を取得することで、完成品の卸売まで含まれる(小売は含まれない)。なお、IHQの調達では仲介としてのサービス料の收受も可能だが、ITCではサービス料は認められず、商品代金としての收受のみが認められるとのこと。

3 BOI(タイ投資委員会)投資奨励取得企業データベース
http://www.BOI.go.th/index.php?page=form_promoted_companies

(2) BOIからTISOの認可を得た「統括拠点」

TISOはIHQと同様、BOIによる奨励対象業種の1つであり、新制度においても、概ねこれまでと変わらない内容が維持されている(図表2)。TISOで認められる事業範囲には、グループ会社向けのサービスや事業活動上のアドバイス等、統括機能の一環として捉えることもできる事業が含まれ、またTISO認可取得は他の手段に比べると容易であるため、「統括拠点」として行使したい機能がTISOでカバーできるのであれば、簡便かつ有効な手段として活用されている。IHQやROHと異なり、海外拠点の存在が必須となることもないため、タイ国内のグループ企業のみに対するサービス提供が可能となる。

TISOの認可を得ると、その範囲においてBOIから各種の恩典を受けることができるが、最も重要なものが外資規制の緩和である。この点は前述のIHQ/ROHも同様で、タイの外資規制においては、外資企業(外資50%以上)は原則として、製造と輸出以外の事業(例えば販売やサービス)を許認可なしに行うことができない。統括機能についても、たとえグループ会社向けであったとしても、「別法人に対するサービス」として基本的に外資規制に抵触するが、TISOの認可を得ていれば、その範囲において規制が緩和され、外資企業としての実施が可能となる。なお、BOIによるもう一つの主要な恩典である法人税優遇については、新制度においても従来と同様、TISOは対象外となっている。

旧制度での認可を含め、TISOには700件近くの認可実績(2015年7月末現在)があり、多くの日系企業が含まれる。BOI奨励対象業種のなかでも非常にポピュラーな制度であり、統括機能を実行するための外資規制上の法的根拠としても広く利用されているが、よくある誤解あるいはリスクとして、以下の点が散見されるので注意されたい。

- ① 手続上の問題として、外資規制緩和の観点からは、BOIの認可を取得するだけでは不十分で、商務省事業開発局からも別途、「証明書」の取得が必要になる(IHQ/ROHについても同様)。外資規制緩和の主管官庁はあくまでも事業開発局であり、BOIの認可があれば、ほぼ自動的に証明書も発行されるというだけに過ぎない。事業開発局への申請漏れは、コンサルタント会社を使わず社内タイ人スタッフが手続を進めるケースで発生しやすいリスクといえるが、これは外資規制やBOIといったトピックは、一般のタイ人にとって決して馴染みのあるものではないためである。

【図表2】BOI(タイ投資委員会)のTISO(貿易投資支援事務所)認可条件と事業範囲(2015年1月から適用の新制度)

TISO(貿易投資支援事務所)	
認可条件	・ 年間の販管費の支出が1,000万バーツ以上であること
事業範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. グループ会社等に対する管理および/またはサービス提供で、グループ会社等に対するオフィスや工場建物の調達サービス・賃貸を含む 2. 事業に関するアドバイス、ただし証券取引と外国為替に関する事業を除く。会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングに関する事業については、投資奨励を申請する前に、事業開発局または関係政府機関より許可証を取得すること 3. 商品調達に関する情報サービス提供 4. 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリング・技術サービスの提供 5. 機械、機器、道具、設備に関する以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> - 卸売のための輸入 - 研修サービス提供 - 据え付け、保守、修理 - 校正 6. タイ国内で製造された商品の卸売 7. 通信ネットワークを通じての「国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」提供で、管理サービス、財務・会計サービス、人事管理サービス、セールス・マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理、等

出所: 投資奨励の方針と原則に関する投資委員会告示 2557/2号

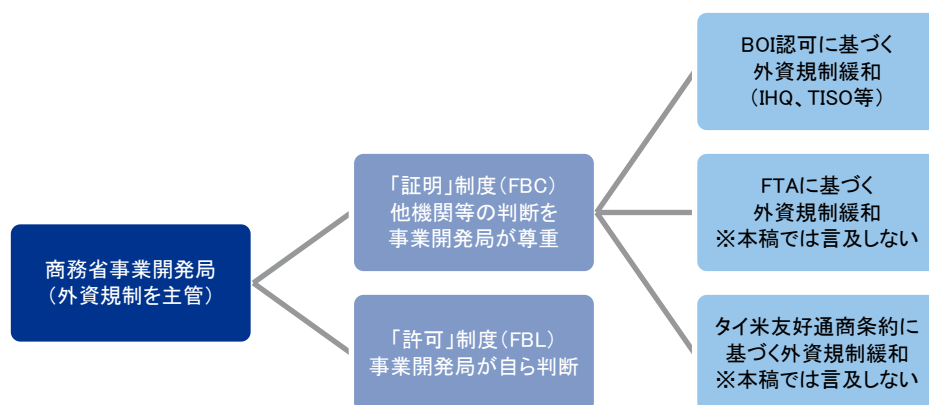
- ② より実質的な問題として、TISOの認可を取得しても、必ずしも図表2に示された事業のすべてが認められるわけではない。TISOの申請においては、図表2で示された事業のなかから自社にとって必要な項目を選択し、その申請に基づき認可が与えられる。したがって、申請の際には不要で後から必要となるような事業は、認可されたTISOに当該事業が含まれていない可能性が高い(そもそもTISOは、機械の輸入卸売やメンテナンスを主目的として取得する例が多い)。また、2015年1月の新制度移行によって、TISOについては上述のとおり概ね変更はないものの、図表2に列挙された事業のうち「7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」は新たに追加された項目であるため、旧制度に基づく申請を2014年末までに行った場合には、認可内容に含まれていないと考えられる。
- ③ BOI認可事業においては、原則として外資規制緩和の判断はBOIに委ねられるものの、図表2の「2 事業に関するアドバイス」は例外的に、「会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリング」について「事業開発局または関係政府機関より許可証を取得すること」とされている。これは旧制度でも同様で、TISOの認可を得たからといって、事業開発局等からも当然に許可が得られているわけではないということの意味する。BOIから発行される「奨励証書」、あるいは事業開発局から発行される書類を実際にチェックしても、TISOにおいて「会計」や「法律」まで許認可を得られている事例は決して多くない。②と③はともに、TISOの認可を取得した、というだけでは認識が不十分であり、自社が取得したTISOには具体的に何が含まれているのか、奨励証書等の記載を確認することが求められ、状況によっては再申請あるいは他の手段の検討も必要となる。

BOIの奨励証書、事業開発局の証明書とも、タイ語の書類であることも影響し、現地法人・親会社の日本人が内容を十分に把握していないケースは多い。その一方で、一般のタイ人スタッフにとっても不慣れな分野であり、任せきりではリスクが大きい。タイ現地法人の事業範囲を定める法的根拠としては、定款以上に重要ともいえる文書であり、違法操業リスクを避けるためにも正確な翻訳と理解が求められる。

(3) タイ商務省事業開発局から外資規制緩和が許可された「統括拠点」

BOI認可(前述のIHQ/ROH、およびTISO)では、BOIの判断を前提として、外資規制緩和の主管官庁である商務省の事業開発局が「FBC(Foreign Business Certificate)」と呼ばれる規制緩和の「証明書」を発行する。これに対してBOIを経由せずに、事業開発局から直接、外資規制緩和の許可を取得する(この場合は「FBL(Foreign Business License)」と呼ばれる「許可証」が発行される)制度がある。

【図表3】外資規制緩和に関する商務省事業開発局の制度(概略)



事業開発局の許可制度は、BOIのように認可条件や事業範囲をあらかじめ定めたものではなく、原則として申請ごとにケースバイケースで判断される。一般的には許可を得ることはハードルが高く、特に小売事業や不特定多数の顧客に向けたサービス事業での許可取得は非常に難しいといわれるが、グループ会社向けに限定したサービス提供、例えば資金貸付、不動産や動産のレンタル・リース、会計や総務関連のサービスについては、これまで比較的多くの許可実績が公表されている。条件さえ満たせば認可されるBOIとは異なり、判断は当局の裁量に任されるため許可を得られる保証はないこと、審査委員会が月に1度しか開かれず申請から許可取得までに時間を要する傾向があること等がネックとなるが、必要な機能をピンポイントで申請できる点は柔軟性が高い。サービス提供先についても、個別のグループ会社名が許可証に特定され、増やしたい場合は再申請が必要となるケースもあれば、「グループ会社」とだけ広く記載されるケースもあり、申請を代行するコンサルタント会社のノウハウと力量にも左右される部分である。事業開発局の許可制度については、BOIに比しても知名度が低く、申請手続上の難易度も高いことから、経験の乏しいコンサルタント会社に委託して失敗するケースも散見されるため、実績あるコンサルタント会社の選定が望ましい。なお、事業開発局はあくまで外資規制を所管する官庁であり、税制優遇を含む他の恩典には関知していない。

(4) 許認可を得ていない「統括拠点」

前述のとおりタイの外資規制においては、たとえグループ会社向けでも、統括機能の行使は「別法人に対するサービス提供」として、基本的に規制対象事業に該当する。したがって、BOIの認可や事業開発局の許可による外資規制緩和は、外資企業のステータスを維持しながら統括機能を行いたい、という状況で検討されるスキームである。反対にタイ資本企業(タイ資本50%超)には外資規制は適用されず、特別な業種を除き、制約なしに事業を行うことができる。タイに複数の現地法人を持ち、そのなかに現地資本との合弁によるタイ資本企業があれば、その法人に統括機能を集約することは、外資規制の観点からは何ら手続や許認可を要しない簡便かつ有効な選択肢といえる。

【図表4】「統括機能」にかかわる各制度と外資規制・税制優遇との関係

	制度(注1)	申請先	外資規制 緩和	税制優遇 (関税除く)	その他の 恩典(注2)
(1)	IHQ(IBROH) 認可取得	① BOI	○	×	○
		② 財務省歳入局 (※後述)	×	○	×
(2)	TISO認可取得	BOI	○	×	○
(3)	外資規制緩和 許可取得	商務省事業開発局	○	×	×
(4)	タイ資本企業として 許認可なし	(なし)	×	×	×

注1: (1)~(3)のうち複数の許認可を同時に取得することも可能

注2: 外資企業の土地所有許可、一部の物品の関税優遇、外国人のビザ・ワークパーミット取得簡素化、等のBOI恩典

外資企業としてタイに「統括拠点」を設立する場合、想定する機能がBOI認可でカバーでき、かつ条件も満たせるのであれば図表4の(1)-①または(2)を、その条件を満たせないか、カバーできない機能があれば(3)を試み、または必要に応じて複数の制度を組み合わせることも可能だが、もし外資ステータスにこだわらなければ(4)、というのが基本的な考え方となる。(1)~(3)の許認可を取得した場合には、取得したということだけでは不十分の可能性がある、許認可を得た事業内容が具体的に何を含まのか、タイ語の許可証や証明書、奨励証書等の公文書の記載を正しく把握する必要がある。また、統括機能を後から徐々に追加することもよく見られるが、その場合も同様の確認と、必要に応じて変更申請も行わなければならない。タイで「統括拠点」を設立するための制度を適切に選択し、コンプライアンス上のリスクを回避するためには、「統括拠点」として想定する具体的な機能を洗い出し、どのように外資規制をクリアするかという検討と、選択した制度の理解が重要である。

3. 「統括拠点」に対する税制優遇

(1) BOIのIHQと財務省歳入局のIHQの違い

「統括拠点」と聞いて一般に想起されるメリットは、法人税を主とする税制優遇であろう。シンガポールや香港等、アジアでも地域統括拠点に対する税制優遇をアピールする国・地域は多い。ところが、これまで述べてきたタイの各制度には、税制優遇(関税を除く)が与えられていない。タイで「統括拠点」の税制優遇を求める場合には、外資規制への対応とは全く別の問題として、別途、BOIや事業開発局ではなく財務省歳入局(図表4の(1)-②)に対して、IHQを申請し認可を受ける必要がある。

BOIに詳しい方であれば、「税制優遇のために、なぜ歳入局への申請が必要なのか」と疑問に感じることだろう。確かに法人税を主管するのは歳入局であるが、通常、例えば製造業でBOI恩典として法人税の優遇措置が与えられる場合には、認可申請はBOIのみで足り、歳入局に別途申請を求められることはない。しかし、IHQが他のBOI認可業種と異なるのが、BOIとしては法人税優遇の恩典は与えないと規定されており、別の制度として歳入局の恩典として税制優遇が用意されている、という構造になっている点である。これは旧制度のROHも同じで、同一の名称を使用し、同時に説明される機会も多いため混乱を招きがちだが、BOIと歳入局のIHQ/ROHは、申請先や恩典内容、認可条件さえ異なる別の法的根拠に基づくものであり、それぞれ別の制度として認識した方が正しい(なおTISOに対してはBOI、歳入局のいずれも法人税優遇を設けていない)。

(2) 歳入局によるIHQの認可条件と事業範囲

BOIの新制度が2015年1月1日から適用されているのに対し、歳入局の新制度としてのIHQは少し遅れ、2015年5月1日に官報で勅令として公布、翌2日に施行された。なおIHQの税制優遇について説明した諸機関が発行する日本語資料で、優遇内容の記述が一致しない点があるのは、2014年12月23日付の閣議決定として公表された内容が、勅令では一部変更されているためである(最終的に公布された内容については図表7を参照)。

認可条件については、資本金はBOIと実質的に変わらないが、歳入局では加えて「1,500万パーツ以上のタイ国内でのIHQ関連支出」が毎期求められる。したがって、BOIの認可条件を満たすが歳入局の条件は満たせない、という状況は当然起こり得るし、税制優遇のメリットが小さいという判断であれば申請する必要もない。反対に、税制優遇を求めて歳入局にIHQを申請したとしても、外資規制はBOIのIHQ以外でカバーしている、というケースも考えられる。旧制度のROHでは、古いデータしか公表されていないが122件の歳入局認可(2012年9月時点)があり、BOI認可リスト(前述の約150件)と比べると、重複しない企業名も多く、両者の制度が必ずしもリンクしていないことがわかる。なお歳入局の制度においても、ROHでは3カ国以上の拠点に対する統括が条件であったのが、IHQでは1カ国以上へと緩和されている。

勅令や申請書のタイ語原文を精査すると、IHQとして想定される事業は、①「管理または技術サービス、支援サービス」、②「金融管理」、③「国際貿易センター」、の3事業に分類され、それぞれ内容が定められている(図表5)。これら3事業のうち必要なものを1つ、あるいは複数選択し、後で変更することも可能である。細かなタイ語の違いは別にして、BOIとの大きな違いは、BOIでは「ITC」としてIHQとは別事業の扱いとなっている③の「国際貿易センター: International Trading Center」が、歳入局ではIHQの一部としても扱われる点である。このため、一見すると歳入局の方が、BOIよりも事業内容が広く見えるが、BOIでもITC認可を同時に取得すれば実質的な差異はなくなる。また、BOIではTC(トレジャリーセンター)が新たに事業内容に追加されたのは前述のとおりだが、歳入局の②「金融管理」にはTC以外の事業(国内グループ会社への貸付)も含まれており、これはBOI認可には含まれない(=BOIには事業範囲として記載がないため、BOI認可では外資規制が緩和されない)と解されるのかについても実務上の判断が待たれる。

【図表5】歳入局によるIHQ(国際地域統括本部)の事業内容

管理または技術サービス、 支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理、事業企画、事業コーディネーション ・ 原材料・部品の調達 ・ 商品の研究開発 ・ 技術支援 ・ マーケティングおよび販売促進 ・ 人事管理・トレーニング ・ 財務アドバイス ・ 経済と投資の分析および研究 ・ ローン管理・コントロール
金融管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替管理法に基づき許可を得たTC(トレジャリーセンター) ・ タイ国内のグループ会社からのパーツ借入と、その借入またはTCで得た資金の国内グループ会社への貸付
ITC(国際貿易センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の調達 ・ 商品出荷までの保管 ・ 梱包、包装 ・ 商品の輸送 ・ 商品の保険 ・ 商品に関するアドバイス、技術・トレーニングのサービス ・ その他、歳入局長が定めるサービス

出所:タイ財務省歳入局のIHQ解説ウェブサイト(タイ語のみ)より筆者作成 <http://www.rd.go.th/publish/26201.0.html>

(3) 歳入局によるIHQの税制優遇

税制優遇の詳細な内容については、KPMGタイの資料をご参照頂きたい⁴。シンガポールやマレーシア等、ASEAN地域統括拠点の誘致で競合する他国と比較しても、タイの税制優遇は、制度上は域内でもトップクラスに位置するものとなったと評価できる。しかし、税制優遇を最大限享受するための前提となる、外資規制を含めた各種規制の自由化という点では、まだタイは他国に及ばない点も多い。タイに「統括拠点」の設立を検討する場合においては、税制優遇や金融統括、持株機能を主眼とするよりも、むしろ事業上・管理上の統括機能を発揮するために、既存タイ現地法人のリソースを有効活用することを重視し、税制優遇は追加的なメリットとして考える、という捉え方が現時点では適しているだろう。

【図表6】シンガポール、マレーシア、タイの地域統括制度・税制優遇(法人税)の比較

	シンガポール		マレーシア	タイ		
	RHQ	IHQ	OHQ	2002年版 ROH	2010年版 ROH	IHQ
法人 税率	17%		25%	20%		
優遇 税率	15%	5% or 10%	0%	10%	0% or 10%	0% or 10%
優遇 期間	5年	5~10年	10年	無期限	15年	15年

出所:日本貿易振興機構(JETRO)ウェブサイトより筆者作成

※本表は比較のため簡略化したものですので、各制度の詳細は個別にご確認下さい。

4 KPMGタイ「BOI新投資奨励策(IHQ、ITC)及び移転価格税制新法案解説セミナー」資料

http://www.kpmg.com/TH/en/topics/JP/Documents/document/2015-06_Academy_IHQITC_FINAL_Locked.pdf

【図表7】財務省歳入局によるIHQ(国際地域統括本部)認可条件と税制優遇

財務省歳入局によるIHQ	
認可条件	<ul style="list-style-type: none"> 各期末における払込済み資本金が1,000万バーツ以上であること 外国法に基づき設立されたグループ会社に対する管理または技術サービス、支援サービス、または金融管理の提供があること 各期において1,500万バーツ以上のタイ国内でのIHQ関連支出があること
税制優遇期間	15年間
法人税の優遇① 全額免除となる 事業収入	<ol style="list-style-type: none"> 外国法に基づき設立されたグループ会社に対する管理、または技術サービス、支援サービス、または金融管理の提供から得られた収入 外国法に基づき設立されたグループ会社から得られたロイヤルティ 外国法に基づき設立されたグループ会社から得られた配当金 外国法に基づき設立されたグループ会社の株式移転から得られた収入(投資額を上回る部分) 海外での商品売買から得られた収入(商品はタイ国内に輸入されない、またはタイ国内に輸入されたとしても関税法に基づくトランジットか積み替えの形態であること)、および外国法に基づき設立された法人に対する国際取引に関するのサービス提供から得られた収入で海外においてまたは海外から得られた収入
法人税の優遇② 税率10%に引き下 げられる事業収入	<ol style="list-style-type: none"> タイ法に基づき設立されたグループ会社に対する管理または技術サービス、支援サービス、または金融管理から得られた収入 タイ法に基づき設立されたグループ会社から得られたロイヤルティ ※②の1と2の合算は、上記①の1と2の合算額を上限とする
その他の税制優遇	<ol style="list-style-type: none"> グループ会社向けの貸付から得られた収入についての特定事業税の免除(金融管理としての貸付に限る) IHQに常勤する外国人の個人所得税の15%への引き下げ 外国法に基づき設立され、タイ国内で事業を行わない法人に対しての法人税免除で、 <ul style="list-style-type: none"> IHQから得られた配当収入(上記①の1と2で法人税免除を受けた収入からの配当に限る) IHQから得られた金利収入(金融管理としてグループ会社に対して貸付を行うために借り入れた資金からの金利に限る)

出所:タイ財務省歳入局のIHQ解説ウェブサイト(タイ語のみ)より筆者作成 <http://www.rd.go.th/publish/26201.0.html>

KPMGコンサルティング株式会社

マネジャー 吉田 崇

KPMGコンサルティング株式会社

東京本社

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番5号

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL : 03-3548-5305

FAX : 03-3548-5306

大阪事務所

〒541-0048

大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 銀泉備後町ビル

TEL : 06-7731-2200

名古屋事務所

〒451-6031

名古屋市中区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー

TEL : 052-571-5485

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.